

インターネットに関わる消費者トラブルを未然に防ぐための啓発教材

消費者教育・情報モラル学習

キャッシュレス決済 —プリペイドカード編—



動画視聴はこちらから



(IT サポートさが 情報モラル学習教材ページ) <https://www.it-saga.jp/kyouzai/cashless-prepaid/>

▼動画では、あえて触れていない「おごり・おごられ」問題

本動画では、あえて「おごり・おごられ」トラブルには触れておりません。小・中学校の先生方なら一度は、児童生徒間の「おごり、おごられ」「金銭の貸し借り」トラブルに遭遇された経験があるのではないのでしょうか？ 保護者会などでこの動画を視聴された後に、子どもたちの「おごり、おごられ問題」についての話題をふり、金銭の使い方や望ましい消費生活のありかたについて考えていただくきっかけとなれば幸いです。もちろん子どもたちの学習教材としてもご利用いただけますが、特にお勧めしたいのが、長期休業前の保護者会や学級懇談会での話題の提供なのです。

また、キャッシュレス決済の普及が、この問題を潜在化しているのも事実です。子どもにすれば「カードで払うだけだから」「お金の力で人気者になれる」くらいの気持ちかもしれませんが、度重なるとトラブルを誘発する原因になります。この動画に登場する「お父さん」も新しい消費活動を教えることに気が向いていて、「おごり・おごられ」問題には気づけずにはいます。このように新しいツールが登場すると、それへの対応に気を取られて何かが疎かになる問題は何時の時代にもあることかもしれませんが、忘れてはいけない課題であると言えるでしょう。

現金を持ち歩く必要が無い点はキャッシュレス決済の最大の利点と言えますが、同時に「金銭感覚の変化」という新しい問題をはらんでいると言えるのではないのでしょうか？ 問題が発生すれば、対応を余儀なくされるのは当然です。子どもたちだけでなく大人への警鐘としてこの教材がお役に立つに違いないと考えています。

地域や校内での価値観の共有が必要な時代です。

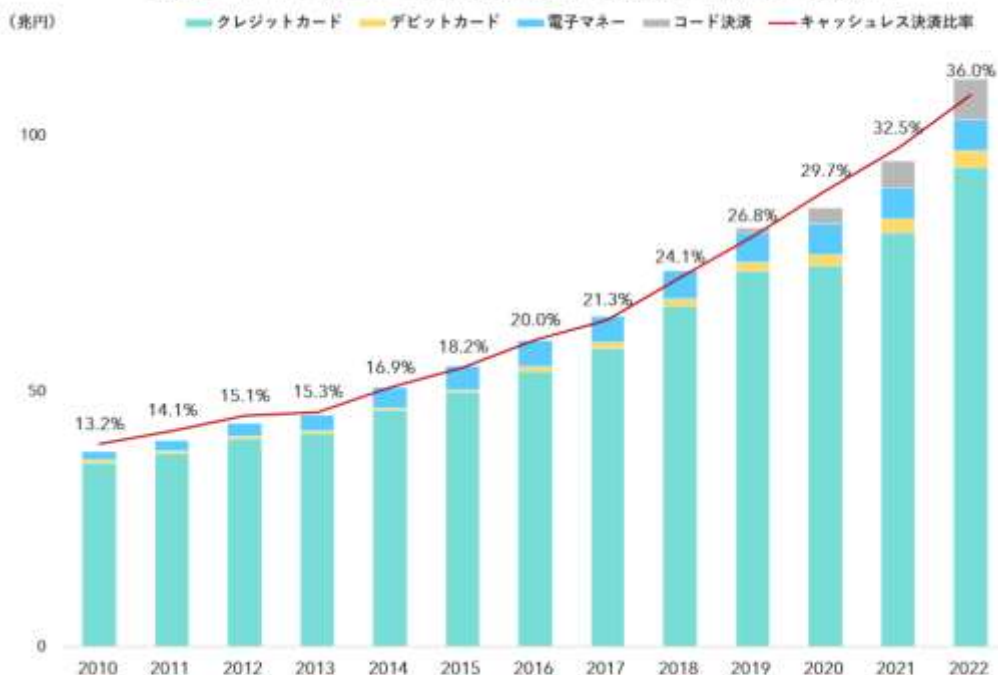
(この件についての参考 HP の QR コードを文末に掲載しているのでご一読ください。)

▼政府が強く推進しているキャッシュレス化

政府は「未来投資戦略 2017」において、「2025 年までにキャッシュレス決済比率 40%」の目標を設定し、「将来的には世界最高水準の 80%を目指す」と宣言しています。（経済産業省「キャッシュレス更なる普及促進に向けた方向性」2022/9/28）

さらに、新型コロナウイルス禍で現金による接触を回避する傾向も追い風となり、キャッシュレス決済が普及の兆しを見せています。子どもたちが成長する頃は、キャッシュレス社会が実現しているであろう事は想像に難くありません。

図表 1 キャッシュレス支払額と民間最終消費支出に占める比率



(出典³) 民間最終消費支出(名目): 内閣府「国民経済計算(GDP統計)」
クレジットカード: 日本クレジット協会「クレジット関連統計」
デビットカード: 日本銀行「決済動向」
電子マネー: 日本銀行「決済動向」
コード決済: キャッシュレス推進協議会「コード決済利用動向調査」

引用:「キャッシュレス・ロードマップ」一般社団法人キャッシュレス推進協議会

▼キャッシュレス決済 様々な支払い方法

今回動画で取り上げたのは前払い型の決済方法でしたが、現状多様な決済手段が登場しています。支払の時期に着目すると下図のように「前払い型」「即時払い型」「後払い型」の3つに分類することができますが、ツールに着目すると「カード」と「スマホ」の二つに大別することができます。スマホの場合「前払い型」「即時払い型」「後払い型」の全てが含まれるので、それぞれの支払い時期に関する理解が必要となります。

キャッシュレス決済：様々な支払い方法



作成：ITサポートさが

トラブル拡大防止のために、前払い型電子マネーは、紛失時の対応方法を知っておく

劇中でもお父さんが言っていますが、前払い型のキャッシュレスカードは紛失や盗難のリスクが存在します。(もちろん即時払い型や後払い型の電子マネーも同様ですが)

トラブルの拡大を防ぐために必要なのは、取引停止手続きに関する知識です。ここでは、佐賀県内で利用頻度が高いと考えられる「nanaco」と「SUGOCA」について簡単に説明します。

■「nanaco」の場合

nanaco カードを紛失した場合は、①「利用停止・引継番号の発行」、②「新しいカードの発行」、③「書類送付、残高の引き継ぎ」の3段階の手続きが必要です。

手続きに着手するためには、カードの裏のnanaco番号等のカード情報が必要になりますし、残高の引き継ぎには、運転免許証やパスポート等の本人を証明する身分証明書が必要になります。

詳細は、参考ページのQRコードから確認してください。

■「SUGOCA」の場合

SUGOCA を紛失した場合は、JR九州のSUGOCAエリアの駅に行ってカードの使用停止手配を行い、翌日以降に新しいカードを再発行します。nanacoと同様に、カード裏の番号や再発行時には身分証明書が必要になります。

詳細は、参考ページのQRコードから確認してください。

金融のデジタル化に伴う未成年トラブルの現状 -未成年者が保護者の承諾無しに銀行口座開設-

▼未成年者の口座開設に保護者の承諾が不必要な銀行も

前払い以外のキャッシュレス決済には銀行口座が必要になります。

多くの銀行では、未成年者が口座を開設する際は保護者の同意が必要になりますが、一部の銀行では 15歳以上であれば保護者の同意が無くても口座を開設することができます。

ただし、いずれの場合も後払いに必要なクレジットカードの作成には保護者の同意が必要になります。即時払いに対応したデビットカードに関しては、銀行により条件が異なりますが、保護者の承認なしに未成年者がデビットカードを持つことができる銀行が存在します。

つまり、未成年者であっても親の承諾なしに銀行口座を持つことができる現代においては、小中学生のうちからきちんと教育しておくことが必要になってくるのです。「家の子は大丈夫」という思い込みは危険かもしれません。

以下に、未成年者が保護者の承諾なしに口座を開設できる銀行についての情報を掲載します。特に通帳やキャッシュカードが存在せず、スマートフォンだけで完結する銀行があることにご留意ください

■みんなの銀行

高校生・大学生でも口座開設できる?手続きに必要なものや開設した口座の活用方法

<https://www.minna-no-ginko.com/open-account/column/opening-underage/>

記事引用：

本人確認書類はスマートフォンでアップロードするなど、スマートフォン上で口座開設手続きが完結します。

デジタルバンク^{※1}である「みんなの銀行」は、通帳やキャッシュカードがなく、全てスマートフォンアプリで完結するのが特徴です。

24時間365日、「みんなの銀行」アプリから無料で即日口座開設^{※2}できます。スマートフォンさえあれば、口座開設や振込などができるため、「支店が家の近くにあるか」といった心配はいりません。

口座開設後は、セブン銀行ATMにてカードレスで入出金できます。さらに、25歳以下の方なら、ATM手数料が毎月3回・振込手数料が毎月3回まで無料です。

また、口座開設と同時にデビットカードも発行されるため、ネットショッピングやお店でのタッチ決済もできます。

※1 デジタルバンク…デジタル起点で発想し、ゼロベースで設計された次世代の銀行。Google Cloud上に勘定系システムを構築し、ゼロから商品やシステム、業務のプロセスを設計しているのが特徴

※2 発行審査にお時間がかかる場合がございます。審査結果によってはご利用いただけない場合もございます。

■PayPay 銀行

15 歳（未成年）からはじめる口座開設

<https://www.paypay-bank.co.jp/first/underage.html>

記事引用：

満 15 歳以上で日本国内に住んでいるなら、自分名義の銀行口座を開設できるって知っていますか？

ポイントはこの 3 つです。

- ・親権者の同意は必要なし
- ・必ず本人が申し込みをする
- ・運転免許証がなくても大丈夫。マイナンバーカードや健康保険証で銀行口座が開設できる

PayPay のチャージがカンタン

あらかじめ銀行口座を PayPay に連携しておけば、あとは PayPay でチャージするだけ。コンビニ ATM に出向く必要はありません。

PayPay 銀行なら、PayPay で口座残高を確認しながらチャージすることができます。チャージし過ぎたら、お金を戻すことも可能！

■セブン銀行

セブン銀行口座は、未成年者や子供でも開設できますか？

https://faqsearch.sevenbank.co.jp/faq_detail.html?id=11998

記事引用：

【口座開設方法】

15 歳未満 郵送での口座開設のみ

15 歳 ATM 口座開設または郵送での口座開設

16 歳以上 即時口座開設または上記すべての口座開設方法でお申込みが可能

ただし、15 歳未満の方が口座開設される場合には、「ご本人さまの本人確認書類 2 点」に加え、「親権者のご署名と本人確認書類」が必要となります。

（満 15 歳の方が口座開設される場合は、「親権者のご署名と本人確認書類」は不要となりますが、ATM 口座開設または郵送での口座開設となります。）

また、以下のサービスを希望される場合には、年齢制限があります。

- ①デビットサービス 16 歳以上
- ②海外送金サービス 18 歳以上
- ③ローンサービス 20 歳以上 満 70 歳未満

■ローソン銀行

<https://www.lawsonbank.jp/account/flow/#anc01>

記事引用：

- スマートフォンと本人確認書類（注1）があれば、いつでもどこでも口座開設のお申し込みが可能です。
- 口座開設申込にはEメールアドレスのご登録が必要です（注2）。
- ローソン銀行で口座をお持ちでない国内居住の15歳以上の個人のお客さまに利用いただけます。

注1 ご利用いただける本人確認書類の詳細はこちらをご確認ください。
お申し込み時にいただいた申告内容により、追加の申告書類や確認書類のご提出をいただく場合がございます。

本人確認書類について

<https://www.lawsonbank.jp/account/flow/identity/>

注2 迷惑メール対策でメールの受信制限の設定をされている場合はこちらをご確認ください。

Eメールアドレスの登録について

<https://www.lawsonbank.jp/account/flow/caution/#anc01>

▼未成年者が金融犯罪の片棒を担がされている！

ネット上には、子どもたちを騙して特殊詐欺等の金融犯罪の片棒を担がせようとする集団が存在します。

特に、インターネット、ダイレクトメールで手軽に高収入を謳い、銀行口座の売買や貸し出しをもちかける手口があります。しかし、こうした銀行口座の名義貸しや銀行口座の売買は犯罪です。犯罪収益移転防止法によって、口座を売った側も買った側も処罰される可能性が高いのです。

振り込め詐欺やマネーロンダリングに使われた銀行口座の情報に関しては、各警察署によって把握され、最終的には警察庁によって集約されてリスト化され、全国銀行協会に提供され、各銀行で共有されると言われています。その結果、同一名義人の他の口座が凍結されたり、新規の口座の開設ができなくなったりしてしまうことがあるそうです。

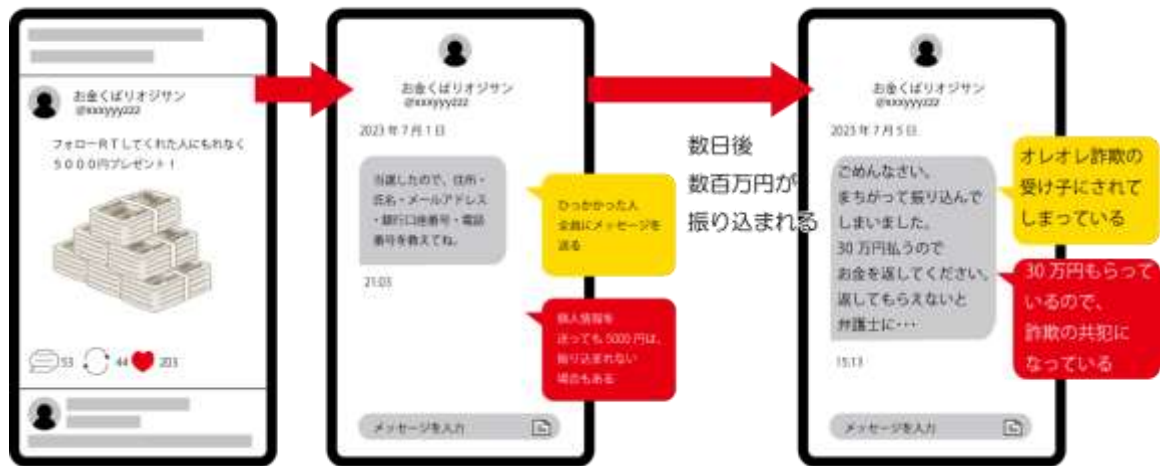
また、本人が銀行口座を売買したつもりがないのに、未成年者が犯罪収益移転防止法違反に問われそうになった事例が報告されていますのでお知らせします。その手口はおおよそ以下のようなものです。（細かいところに違いはあります）

----- 若年層を詐欺グループに引き込む手口 例 時系列 -----

- ① SNSで「フォローしてくれたら5000円あげます」というアカウントをフォローする。
- ② 「5000円払うので、銀行口座等の個人情報を教えて」と連絡が来る。
- ③ 銀行口座を教えたと、本当にお金が振り込まれ、相手を信用してしまう。
- ④ ある日突然、数百万円が振り込まれる。
- ⑤ 「間違って振り込んだので、1割あげるから残りを持ってきて」と連絡が来る。
- ⑥ 信用している相手だったので、素直に残りを手渡す。
- ⑦ 振り込まれたお金は特殊詐欺の被害者からの振り込みだったので、後に警察から事情聴取される。場合によっては詐欺の受け子として処罰される。

<手口の図解>

お金くばりキャンペーンの手口



青少年インターネット環境整備法

▼子どもが使っているスマホは、保護者の管理物

子どもたちが使っているスマホの契約者は、多くの場合、保護者です。わが国では「青少年インターネット環境整備法」に、「保護者の責務」として「利用の状況の把握」や「利用の管理」が明記されています。子どもたちが保護者に内緒でネット銀行の口座を開設していないかを確認することも、これからの時代、保護者にとっては必要な務めとなるかもしれません。

保護者の皆さんへ「子どもたちの未来を守るために、しっかり管理して」と伝えるべきではないでしょうか？

青少年インターネット環境整備法 第6条 (一部抜粋)

(保護者の責務)

第六条 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを

認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする。2 保護者は、携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに特に留意するものとする。

困った時の相談窓口

佐賀県消費生活センターは、独立行政法人国民生活センターと連携して、住民である消費者に消費生活上のトラブル解決のためのサービスの提供を目的として運営されている佐賀県の機関です。



消費生活センター自体は、全国に857か所（令和5年4月1日現在、消費者安全法に基づくもの）のセンターがあります。センターの業務は、消費者被害の相談、暮らしに役立つ情報提供、消費者の自主的な活動の援助、消費者教育の推進などがあげられます。センターの相談業務では、専門の相談員が事業者とのトラブル解決の助言をしたり、交渉したりすることなどにより紛争解決をめざしています。消費生活に関する相談を受け付ける全国共通の電話番号として「消費者ホットライン」（188<いやや>）が設けられており、ここに電話すれば最寄りの消費生活センターなどの相談窓口へ転送されます。

詐欺被害などの犯罪が疑われる事案の場合は、警察に相談しなければいけません。「#9110」か「0952(26)9110」の番号を知っておきましょう。



【参考サイト】

- nanaco 紛失の手続き



- SUGOCA 再発行手続き



- 経済産業省【子ども向け資料】
ここでもキャッシュレス！



- 政府広報
オンラインキャッシュレスを活用



- Gakken 学研子どもの金銭トラブル
キャッシュレス決済編



- 東京理科大学学術リポジトリ
金銭教育への小中高の教師の視線
〈子どものおごりあい〉をどうみるか？



- 佐賀県消費生活センター TEL：0952(24)0999
<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00310348/index.html>

- 佐賀県内の消費相談窓口一覧
<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00349695/index.html>

困ったときは「消費者ホットライン」188（イヤヤ）に電話しましょう。